

会員規程

この会員規程（以下「本規程」とします）は、特定非営利活動法人えがおの家（以下「当法人」とします）と、当法人の会員（以下「会員」とします）との関係に適用します。

第1条（目的）

当法人は、会員との間に本規程を定め、これにより当法人の運営を行います。

第2条（会員の定義）

1. 会員とは、当法人の正会員、SmileSunFlower 会員、賛助会員の総称です。
2. 正会員とは、特定非営利活動促進法上の社員をいい、この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体であり、総会での議決権を有します。
3. SmileSunFlower 会員及び賛助会員とは、この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人をいいます。

第3条（入会申込）

入会の申込をする方は、当法人が別に定める入会金、会費を払込み、入会申込書に必要事項を記入し、当法人に提出することとします。

第4条（入会の成立）

1. 入会は、前条に定める入会申込に対して、入会申込書と別に定める入会金及び年会費の入金を確認したときに成立します。
2. 前条に定める入会申込をもって、会員は本規程を承認したものとする。

第5条（入会申込の拒絶）

1. 当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合があります。
2. 申込書に虚偽の事項を記載した場合
3. 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
4. 暴力団関係者または、反社会的勢力に与する者であった場合
5. その他、前各号に準ずる場合で、当法人が入会を適当でない判断した場合

第6条（会員資格の有効期間）

1. 会員資格有効期間の起算日は、当法人が入会申込書を受け付け入金確認出来た日を、入会を承認した日とします。
2. 正会員及び賛助会員資格有効期間は、入会承認日の翌月 1 日から当法人事業年度末とし、会費を納入することにより 1 年延長することができます。
3. SmileSunFlower 会員資格有効期間は、入会承認日の翌月 1 日から起算した 1 か月とし、会費を納入することにより 1 月延長することができます。

第7条（会員特典）

1. 正会員及び SmileSunFlower 会員は、以下に掲げる特典を受けることができます。
 - (1) 会員制 Facebook グループ参加
 - (2) イベント、セミナー、行事等への参加優待
2. 会員特典の有効期間は、入会承認日の翌月 1 日から起算した 1 か月とし、会費を納入することにより 1 月延長することができます。

第8条（退会）

1. 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができます。
2. 退会を申し出た会員は、会費を納入した有効期間内の任意の日に退会することができますが、特に指定がない場合は、会員資格有効期間の満了を以って退会とします。

第9条（会員情報の変更）

1. 会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当法人に通知する必要があります。
2. 前頁に規程変更通知の不在によって、当法人からの会員への通知、書類等が遅延または不達になったとしても、当法人はその責を負わないものとします。

第10条（会員資格の喪失）

当法人は、会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格が喪失されます。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 当法人が定める期限までに会費を納めないとき。
- (4) 除名されたとき。

第11条（除名）

当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員を除名することができます。

- (1) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の活動目的に反する行為をした場合
- (2) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、パブリシティ権、著作権、その他の権利を侵害した場合
- (3) 公的秩序に反する行為をした場合
- (4) 営利目的、営業活動等を目的とする行為を許可なく行った場合
- (5) この会員規程に違反した場合
- (6) その他、当法人が会員として不相当と判断した場合

第12条（抛出金品の不返還）

定款及び本規程に定める、退会・資格の喪失・除名等のいかなる事由であっても、既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品の返還は受けられません。

第13条（損害賠償）

1. 会員が、本規程及び本規程に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとします。
2. 会員資格を喪失した後の場合も、前項の規程は継続されます。

第14条（会員規程の変更）

当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規程を変更することがあります。

附則

この規程は、この法人の成立の日から施行する。